

第4章 市街地の整備

4-1 市街地整備

1 合理的な土地利用の促進・総合的で多様なまちづくりの推進

基本方針

安全、快適で活気ある都市空間の形成をめざし、都市計画などの制度を活用し合理的な土地利用を促進するとともに、市民とのパートナーシップによる総合的で多様なまちづくりをすすめます。

現状と課題

本格的な人口減少社会への転換期を迎え、まちの活性化や大規模低・未利用地の活用、都市環境問題などへの対応が求められています。

一方、まちづくりに対する市民意識の高まりとともに、まちづくりのルールを定める地区計画^{*1}や建築協定^{*2}などの制度を活用した、市民による地域のまちづくり活動がすすめられています。

こうした中、市街地の現況や都市基盤の整備状況、都市計画法の改正などをふまえ、土地利用を的確に誘導していくとともに、市民が行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援するなど、市民との協働によるまちづくりをすすめていくことが課題になっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
地区計画の決定および建築協定の締結地区数	80地区 (17年度)	90地区	住宅都市局
数値目標設定の考え方：身近なまちづくりへの関心をさらに高め、地区計画および建築協定の地区数が90地区以上となることをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
都市計画マスタープラン ^{*3} の改定	人口構造などのさまざまな社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民との協働によるまちづくりの推進を目標として、本市の都市計画マスタープランを改定	検討	改定	住宅都市局

^{*1} 地区計画

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地域住民の主導により道路、公園など地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定め、これにもとづき開発行為や建築行為などを誘導・規制する制度。

^{*2} 建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法にもとづき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度。

^{*3} 都市計画マスタープラン

市町村の建設に関する基本構想ならびに都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して市町村が定める都市計画に関する基本的な方針。

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
用途地域* ⁴ などの見直し	人口、土地利用などの動向をふまえ、秩序ある街並みの形成をはかるため、都市計画における用途地域、市街化区域・市街化調整区域* ⁵ などを見直し ・都市計画基礎調査の実施 ・茶屋新田地区の市街化区域編入 ・高度地区* ⁶ ・特別用途地区* ⁷ 活用の検討	実施 都市計画手続 案の公表・市民意見の募集など	完了 完了 完了	住宅都市局
地区計画制度の活用	地区計画制度の活用により、地区の特性に応じたルールを定め、良好な住環境などを実現するとともに、大規模敷地開発では周辺とも調和した市街地を誘導 ・地区計画の決定 ・開発整備促進区* ⁸ の活用	累計44地区 検討	累計50地区 [新規決定6地区] 活用	住宅都市局
建築協定の締結促進	住宅地としての環境の向上、商店街としての利便の維持増進などをはかるため、建築協定の締結を促進	累計37地区	累計40地区 [新規締結3地区]	住宅都市局

*⁴用途地域

都市機能の増進や良好な都市環境の保全・形成をはかるため、市街地を区分し都市計画で定めて建築物の用途・形態などを地域の特性に応じて制限するもの。第一種低層住居専用地域、商業地域、工業地域など12種類の用途地域がある。

*⁵市街化区域・市街化調整区域

すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域を「市街化区域」、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化をはかることを目的に都市計画で定めるもの。

*⁶高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進をはかるため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

*⁷特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現をはかるため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。

*⁸開発整備促進区

劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する大規模な建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進をはかるため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域として地区計画で定める区域。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉔の事業量等]	所管局
市民によるまちづくりの支援	市民が行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援するため、名古屋都市センターのまちづくり基金を活用し、市民による自主的なまちづくり活動に対して、その経費の一部を助成	助成	助成 [40件]	住宅都市局
大規模低・未利用地の有効活用の促進	大規模低・未利用地について、周辺の土地利用や環境など、地域特性をふまえて有効活用を促進	相談・調整 整備手法の検討	相談・調整 整備手法の検討	住宅都市局

2 都市機能が集積し活気に満ちた都心域の形成

基本方針

活気に満ちた国際・広域交流の拠点都市にふさわしいさまざまな都市機能の集積をはかるとともに、快適な都心居住を促進します。

現状と課題

平成14年に名古屋駅周辺・伏見・栄地域が都市再生緊急整備地域^{*9}に指定され、都市機能のさらなる高度化がすすみつつあります。また、平成15年度に策定した「名古屋市都心部将来構想^{*10}」にもとづき、活気、楽しさ、やさしさに満ちた都心づくりをめざして、市民、企業、行政などの多様な主体が一体となって、都心部のまちづくりをすすめています。

今後は、にぎわいあふれる魅力づくり、歩いて楽しい空間づくり、人や環境へのやさしさづくりを、市民と行政の連携・協働により、継続してすすめていくことが課題となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
都心域の主要な通りにおける休日の歩行者数	11.8万人 (17年度)	14万人	住宅都市局
数値目標設定の考え方：名駅通、広小路通、大津通、久屋大通の4地点における休日（7～19時）の歩行者数が14万人以上となることをめざす。			
名古屋駅周辺・伏見・栄地域内での容積率の活用割合	500% (14年度)	520%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：都市再生緊急整備地域の名古屋駅周辺・伏見・栄地域内において、建築物の利用容積率が520%以上となることをめざす。			

市街地整備

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19～22の事業量等]	所管局
広小路ルネサンスの推進	名古屋駅地区と栄地区をつなぐ軸として、広小路通（笹島交差点～東新町交差点）において、ゆとりある歩行者空間の確保や商業の活性化などにより、歩く楽しさ・まちのにぎわいを復興			住宅都市局

^{*9} 都市再生緊急整備地域

主に民間による都市開発事業を適切に促進することなどによって、緊急かつ重点的に地域を整備し、豊かで快適な、さらには国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生する拠点として、都市再生特別措置法にもとづき国が指定する地域。

^{*10} 名古屋市都心部将来構想

名古屋駅から栄にかけての区域を対象とした都心部の総合的なまちづくりの指針となるものであり、市民・企業・行政など多様な主体がまちづくりをすすめるうえでの共通目標を示すため、おおむね20年後を目標として平成15年度に策定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見交差点～栄交差点 ・伏見交差点～栄交差点以外 	<p>推進計画の検討</p> <p>関係者調整</p>	<p>推進計画の策定 道路改良工事完了、供用（車線減・歩道拡幅）</p> <p>推進計画の検討</p>	
栄交流コアの整備	<p>栄角地を中心とする栄交流コアにおいて、土地の有効利用・高度利用により、活気と魅力にあふれた交流空間の整備を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錦三丁目25番街区の共同開発 	<p>整備計画案の作成</p>	<p>事業化調整、事業化</p>	住宅都市局
名古屋駅地区の歩行者空間の整備	<p>名古屋の玄関口にふさわしい魅力的で活気にあふれた街並みづくりをすすめるため、安全で快適な歩行者空間の整備を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前の歩行者空間の整備を促進 ・名駅四丁目27番地区優良建築物等整備事業^{※11}による笹島交差点地下横断施設の整備を促進 	<p>民間開発にあわせた誘導、整備促進</p> <p>整備促進</p>	<p>民間開発にあわせた誘導、整備促進</p> <p>完了</p>	住宅都市局
民間再開発等による市街地整備の促進	<p>土地の高度利用により業務・商業施設、公共的空間などを整備する民間再開発等を誘導し、施行者への指導・助成を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名駅四丁目27番地区 ・納屋橋東地区 ・葵一丁目19番地区 ・新規地区 	<p>整備促進</p> <p>基本計画作成</p> <p>関係者調整</p> <p>—</p>	<p>完了</p> <p>整備促進</p> <p>完了</p> <p>整備促進</p>	住宅都市局

※11 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、土地の共同化・高度化などに寄与する優良な建築物等の建築・整備を行う事業について、補助を行う制度。

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～㉒の事業量等]	所管局
名城・柳原地区の整備	都市再生プロジェクト ^{*12} として、公務員宿舎や市営住宅などの一体的な再整備により、民間施設の導入とあわせた複合都市拠点の形成を促進	基本構想の策定	新都市機能の整備の誘導 市営住宅(城北荘)の建替事業着手	住宅都市局
ささしまライブ24の整備	ささしまライブ24地区において「国際歓迎・交流拠点」の形成をめざし、にぎわいのある複合型まちづくりを推進 ・土地区画整理事業により幹線道路などの都市基盤を整備 ・本市関連用地の活用を推進 ・民間用地の活用を誘導・促進 太閤地区において幹線道路(椿町線)を整備	進捗率 15% オーバーパスの設計 土地活用の検討 誘導・促進 整備	進捗率 54% オーバーパスの供用、アンダーパスの工事着手 提案募集の実施・事業着手 民間用地の活用開始 整備	住宅都市局
筒井地区の整備(地区総合整備)	筒井地区において土地区画整理事業により道路・公園などの都市基盤を整備 葵地区において土地区画整理事業により道路・公園などの都市基盤を整備	進捗率 71% 進捗率 68%	進捗率 87% 進捗率 83%	住宅都市局
都心共同住宅供給事業 ^{*13} の促進	都心部において良質な中高層共同住宅を建設する事業者を対象に、事業の実施に関する計画を認定し、建設費の一部を助成	計画認定 供給助成	計画認定 供給助成 [認定戸数600戸]	住宅都市局

^{*12}都市再生プロジェクト

民間による都市への投資など民間の力を都市に振り向け、経済構造改革を誘引するため重点的に取り組むべきプロジェクトとして、国により選定された行動計画。

^{*13}都心共同住宅供給事業

良質で低廉な住宅を供給するため、都心地域およびその周辺地域(旧市街地)において、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」にもとづき、良好な中高層住宅の建設に対し助成を行い、定住策の推進をはかる事業。

3 安全で快適な既成市街地の再生

基本方針

都市基盤の整備や老朽木造住宅密集地域の改善をすすめるとともに、地域の特性に応じた活性化をはかることなどにより、安全で快適な既成市街地の再生をはかります。

現状と課題

土地区画整理事業や市街地再開発事業^{※14}などさまざまな事業手法を駆使しながら、安全で快適な既成市街地の再生をはかり、良好な居住環境の整備や土地の高度利用の促進、地域の活性化をすすめています。

地価の下げ止まりや堅調な景気回復基調など経済状況が改善しつつあるものの、保留床^{※15}の処分の難航や事業期間の長期化などが依然として問題になっています。このため、限られた財源の中で適正な事業効果が得られるよう創意工夫につとめ、円滑な事業推進をめざすことが課題となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
既成市街地での土地区画整理事業などにより整備された都市計画道路・公園の面積	20ha (17年度)	26ha	住宅都市局
数値目標設定の考え方：土地区画整理事業及び市街地再開発事業により整備された都市計画道路・公園の面積が26ha以上となることをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑰～⑳の事業量等]	所管局
大曽根地区の整備 (地区総合整備)	大曽根北地区において土地区画整理事業により道路などの都市基盤を整備	進捗率 79%	進捗率 90%	住宅都市局
	大曽根土地区画整理事業	完了		
鳴海地区の整備 (地区総合整備)	名鉄名古屋本線の連続立体交差化などと連携して市街地再開発事業を実施し、商業・住宅施設や駅前広場などの都市基盤を整備	進捗率 47%	進捗率 68%	住宅都市局
	古鳴海停車場線(本町工区)	整備完了 D街区施設建築物 完了		

※14市街地再開発事業

土地利用が細分化しているなど市街地の改造・更新が必要な地区において、従前の土地・建物の権利を権利変換または管理処分(用地買収)により保全する手法を用いて、建築物および建築敷地の整備と公共施設の整備を一体的に実施する事業。

※15保留床

市街地再開発事業により建設される建築物において、権利者に権利変換(管理処分)されると定められた床(権利床)を除いた余剰床を保留床と呼び、この保留床を新しい居住者や営業者に売却することによって事業費の一部をまかなう。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
有松地区の整備 (地区総合整備)	有松地区において土地区画整理事業により道路・公園などの都市基盤を整備	進捗率 93%	完了	住宅都 市局
	地区の幹線道路である敷田大久伝線等を整備	進捗率 63%	完了	
	有松駅前市街地再開発事業	完了		
大高地区の整備 (地区総合整備)	大高駅前地区において土地区画整理事業により道路・公園などの都市基盤を整備	進捗率 64%	進捗率 79%	住宅都 市局
	大高北線（大高町字鳥戸内）を整備	進捗率 89%	完了	
白鳥地区の整備 (地区総合整備)	日比野地区において市街地再開発事業を推進	進捗率 85%	進捗率 88%	住宅都 市局
	公園を整備	整備完了 C街区施設建築物 地下鉄出入口 —	整備推進 [A街区施設建築物 (A-2棟)] 整備 [江川線] 完了	
下之一色地区の整備 (地区総合整備)	防災性の向上と居住環境の改善をはかるため、下之一色南部地区において土地区画整理事業を実施	事業計画の決定 事業認可 —	進捗率 80%	住宅都 市局
	地区総合整備地区内の課題を解決する具体的手法を調査・検討	—	整備方針の検討	
千種台地区の整備 (地区総合整備)	老朽化した市営住宅などの建て替えにあわせ、各種施設、道路、公園などを整備	整備	整備 [市営住宅の建替 道路整備4路線]	住宅都 市局
藤が丘地区の整備	藤が丘地区の拠点性の向上と活性化の増進をはかるとともに、歩行者の交通安全を確保するため、道路、自転車駐車場などの公共施設を整備	整備完了 駅周辺道路 自転車駐車場	交通環境の改善にかかる協議・調整	住宅都 市局

4 計画的な新市街地の形成

基本方針

自然環境などに配慮しながら、計画的に良好な宅地の供給と都市基盤の整備をすすめます。

現状と課題

市街化区域内で、道路、公園、下水道などの都市基盤が未整備となっている地域においては、組合施行の土地区画整理事業により都市基盤を整備し、良好な宅地の供給をはかるとともに、自然環境などと調和のとれた市街地の形成を促進しています。

一方、長期の景気低迷により地価の下落がすすんだ結果、組合土地区画整理事業の促進にあたっては、組合運営の見直しや円滑な事業推進に向けた取り組みが課題となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
新市街地での組合土地区画整理事業による整備面積	7,474ha (17年度)	8,200ha	住宅都市局
数値目標設定の考え方：良好な宅地の供給をはかるため、換地処分済みの施行地区面積が8,200ha（ナゴヤドーム約1,700個分）以上になることをめざす。			
新市街地での組合土地区画整理事業により整備された道路・公園の整備面積	1,643ha (17年度)	1,800ha	住宅都市局
数値目標設定の考え方：組合土地区画整理事業により新たに整備された道路・公園の面積が1,800ha（ナゴヤドーム約374個分）以上になることをめざす。			

市街地整備

事業計画

事業名	事業内容	現況 (10末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
組合施行の土地区画整理事業の促進	組合への指導・監督、組合設立時における事業資金の無利子貸し付けおよび事業促進のための各種事業費の助成を実施	実施	実施 換地処分 13組合 貸付金 1組合 事業費助成 15組合	住宅都市局

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～⑳の事業量等]	所管局
志段味地区の整備 (地区総合整備)	<p>居住、研究開発、商業などの機能が調和した「志段味ヒューマン・サイエンス・タウン」の建設をめざし、良好な市街地の整備をはかるとともに、組合施行の特定土地区画整理事業*¹⁶により都市基盤整備および宅地供給を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下志段味地区 ・ 中志段味地区 ・ 上志段味地区 	<p>進捗率 89%</p> <p>進捗率 7%</p> <p>進捗率 55%</p>	<p>進捗率 100%</p> <p>進捗率 20%</p> <p>進捗率 82%</p>	住宅都市局
茶屋新田地区の整備	茶屋新田地区において組合施行の土地区画整理事業により都市基盤整備および宅地供給を促進	環境影響評価手続 都市計画手続	進捗率 25%	住宅都市局
大高南地区の整備	<p>大高南地区において組合施行の特定土地区画整理事業により都市基盤および宅地供給を促進</p> <p>JR東海道本線の新駅を設置</p>	<p>進捗率 86%</p> <p>促進 新駅工事着手</p>	<p>進捗率 100%</p> <p>完了</p>	住宅都市局

*¹⁶特定土地区画整理事業

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」にもとづき、通常の土地区画整理事業とは異なり、共同住宅のエリアと集合農地のエリアを定めることなどにより、宅地開発と農業保全との調和をはかる事業。

5 駅を中心にした新しいまちづくりの推進

基本方針

鉄道駅周辺において、駅の特徴をふまえて生活利便施設を含む商業・業務施設や住宅の立地を誘導するなど、にぎわいづくりをすすめるとともに、徒歩や公共交通で動きやすく人と環境にやさしいまちづくりをすすめます。

現状と課題

環境への意識の高まりや、少子高齢化の進行にともない、自動車に過度に依存しない歩いて暮らせるまちづくりへの関心が高まっています。

こうした状況の中、徒歩での移動や公共交通の利用がしやすい、人と環境にやさしいまちづくりに向け、鉄道駅周辺に多様な都市機能を適度な密度で機能的に配置していく必要があります。

特に、新たに鉄道駅が整備される地区においては、駅へのアクセスの向上、駅周辺の土地の効率的な利用や魅力ある公共空間の整備など、駅を中心にした新しいまちづくりを促進する必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
駅周辺における定住人口	130万人 (17年度)	1万人以上の増	総務局はじめ関係局
数値目標設定の考え方：駅から概ね半径800m圏内における定住人口の増加をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
駅を中心にしたまちづくりの促進	駅を中心にしたまちづくりに向けた駅そば ^{*17} のあり方を検討	検討	検討	総務局、住宅都市局はじめ関係局
	あおなみ線などの鉄道駅周辺において、駅そばまちづくりを促進	—	整備手法の検討	
徳重地区の整備	緑区東部方面の新たな拠点にふさわしい土地利用を実現			住宅都市局、市民経済局はじめ関係局
	・ 地域センターの整備	整備手法の検討	完成、業務開始	
	・ 駅前広場機能の確保	調査検討	駅前広場機能の確保	
	・ 民間開発の促進	検討・協議	促進	

^{*17} 駅そば

駅勢圏を中心とする生活圏。徒歩や公共交通で動きやすく生活に便利でコンパクトなまちに誘導する考え。(「なごや交通戦略」にもとづく。)

6 魅力的な港・臨海域の形成

基本方針

港湾機能の一層の強化をはかるとともに、魅力的なウォーターフロントの形成をめざします。

現状と課題

平成14年に港・臨海域におけるあおなみ線の新駅周辺が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受け、主要幹線道路の整備やあおなみ線沿線の開発・誘導などにより、海の玄関口という立地特性を生かした国際的・広域的な交流拠点の形成をめざすことが重要となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
港・臨海域の幹線道路の整備延長	3.8km (17年度)	4.1km	住宅都市局
数値目標設定の考え方：築地、稲永地区における現在整備中の幹線道路の整備延長の増加をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
築地地区の整備 (地区総合整備)	都市基盤の骨格をなす幹線道路を整備			住宅都市局
	・江川線	進捗率 96%	完了	
	・名古屋港線	進捗率 59%	進捗率 70%	
	西倉地区と運河東線を接続する道路を新設	検討	検討	
稲永地区の整備 (地区総合整備)	稲永（野跡）地区においてあおなみ線野跡駅周辺のウォーターフロント開発整備を促進	野跡駅前（西側）市有地の民間活用の促進	野跡駅周辺開発の検討	住宅都市局
	梅ノ木線を整備	進捗率 61%	進捗率 75%	

7 個性的な都市景観の形成

基本方針

地域の特性を生かしながら、デザイン都市名古屋にふさわしい個性的な都市景観の形成をすすめます。

現状と課題

都市景観は、うるおいのある豊かな生活環境を創出するとともに、地域の個性や特色を育み、まちの活性化や交流の促進に大きな役割を担っています。近年では、市民の意識や関心も高まり、地域住民やボランティアなどによる取り組みも広がりをみせつつあります。

今後は、市民・事業者・行政がともに良好な都市景観を守り、育て、創り出していくための手法や仕組みづくりに一層の工夫が必要になってきます。また、公共施設の整備においては、周辺景観との調和や地域特性に配慮するとともに、歩行者空間の安全性、快適性を高める電線類の地中化や、ユニバーサルデザインの導入など、利用者の視点に立った整備が求められています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
市民参加によって景観づくりをすすめている地域数	9地域 (17年度)	11地域	住宅都市局
数値目標設定の考え方：地域住民などの参加によって景観づくりをすすめている地域が、11地域以上になることをめざす。			
電線類地中化道路延長	101km (17年度)	117km	緑政土木局
数値目標設定の考え方：電線類を地中化した道路延長の増加をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑰～⑳の事業量等]	所管局
景観計画等による良好な都市景観の形成	<p>景観法^{*18}にもとづく景観計画の策定および届出制度の実施により、従来より実効性の高い助言・指導などを実施</p> <p>・都市景観整備地区の景観形成基準の見直し</p>	久屋大通地区、広小路・大津通地区	名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区	住宅都市局 緑政土木局

*18景観法

美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現をはかることを目的に、基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区などの良好な景観形成のための施策に関して平成16年に定められた法律。

	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物や都市景観整備地区内の建築行為等の届出制度の実施 ・景観重要建造物等の指定 <p>都市景観整備地区の整備を推進</p>	<p>条例にもとづく助言・指導</p> <p>検討</p> <p>四谷・山手通地区 街路灯の設置など 累計88基</p>	<p>景観法にもとづく助言・指導・勧告</p> <p>指定</p> <p>四谷・山手通地区 街路灯の設置など 累計109基 [完了21基]</p>	
市民参加による景観づくりの推進	都市景観協定 ^{*19} の更新、締結を促進するとともに、都市景観賞、講演会、市民団体の活動支援などを実施	実施	実施	住宅都市局
屋外広告物に対する指導・誘導	<p>違反広告物に対する是正指導、除却を行うとともに、市民と連携し違反広告物追放運動を推進</p> <p>屋外広告業の適正化のため、登録制度を実施</p>	<p>推進</p> <p>導入・実施</p>	<p>推進</p> <p>実施</p>	住宅都市局
電線類の地中化	良好な都市景観と歩行者の交通安全の確保および都市災害の防止をはかるため、歩道が広く事業効果の高い道路において電線類の地中化を推進	<p>地中化道路延長 累計104km</p>	<p>地中化道路延長 累計117km [完了13km]</p>	緑政土木局
拠点施設周辺道路環境整備	主要公共施設や観光施設周辺の道路の歩行空間について、地域特性を生かしながらカラー舗装などを実施し、快適で魅力あるまちづくりを推進	累計44か所	<p>累計45か所 [完了1か所]</p>	緑政土木局

^{*19}都市景観協定

地域住民などが自らの地域の景観を守り、育てるために建築物、工作物、広告物などについて結ぶ協定。名古屋市都市景観条例にもとづき市長が認定。

4-2 住宅

1 良質な住宅の形成

基本方針

空間的にゆとりある住宅を確保するために、また資源の有効利用や環境保全の観点からも、長持ちする良質な住宅の形成をはかります。

現状と課題

本市の住宅数は世帯数を上回っており、住宅の必要量は確保されていますが、国の定める誘導居住面積水準^{※1}を達成している世帯は全体の約52%にとどまっています。

少子高齢化が進行する中、市民が自らのライフステージに応じて適切な住まいを主体的に選択できるようにするためには、市民の居住ニーズに対応した良質な住宅ストックが形成されるよう、住宅市場の適切な方向づけをはかることが住宅行政に求められています。また、真に住宅に困窮している市民への対応として、約6万戸の市営住宅ストックについて計画的な管理運営をはかる必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
住宅の面積が誘導居住面積水準を達成する世帯の割合	52% (15年度)	60%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：国の住宅宅地審議会答申（平成12年）における目標設定に準じて、60%以上となることをめざす。			
老朽化した市営住宅ストックの割合	5% (17年度)	3%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：昭和40年度以前に建設された市営住宅が、建て替えにより3%以下（約1,800戸以下）となることをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
市営住宅の計画的な建替	老朽化した市営住宅について、居住環境や耐震性の改善をはかるため計画的な建て替えを実施	建設・除却	建設 [1,700戸] 除却 [1,100戸]	住宅都市局

※1 誘導居住面積水準

国が定めた住生活基本計画において、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要とされる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した「一般型誘導居住面積水準」と、都市の中心部およびその周辺における共同住宅居住を想定した「都市居住型誘導居住面積水準」からなり、本市の場合「都市居住型誘導居住面積水準」が該当し、その面積は単身者40㎡、2人以上の世帯20㎡×世帯人数+15㎡となっている。

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～⑳の事業量等]	所管局
既設市営住宅の耐震対策	既設市営住宅の計画的な耐震対策を実施	改修	改修	住宅都市局
大規模市営住宅団地の再生	大規模な市営住宅団地の建て替えにあわせ、中堅ファミリー世帯向け住宅の混合供給などのまちづくりを実施	千種台 市営住宅の建替 平田 市営住宅の建替 城北 建替計画の検討 定住促進住宅（公共型）の供給	千種台 市営住宅の建替 平田 市営住宅の建替 城北 建替事業着手 入居者移転促進 店舗物件調査 2団地 事業説明会等 定住促進住宅（公共型）の供給 [48戸]	住宅都市局
循環型社会対応住宅の整備	循環型モデル住宅 ^{*2} の成果などをふまえ、「自然とのつながり」「人と人とのつながり」に配慮した循環型社会対応住宅を整備	基本計画の策定	整備 [約200戸]	住宅都市局
既設市営住宅の環境再整備	住宅敷地内の外構、共同施設などを再整備	整備	整備 [26団地]	住宅都市局
定住促進住宅（民間型）のストック活用	民間が供給する中堅ファミリー世帯向けの良質な賃貸住宅ストックを活用し、入居者の家賃の減額に要する費用を助成	家賃減額助成	家賃減額助成 対象戸数2,058戸	住宅都市局
市住宅供給公社住宅の供給	まちづくりとの連携や定期借地権 ^{*3} 制度の活用などにより、分譲住宅を建設	建設	建設 [530戸]	住宅都市局

^{*2} 循環型モデル住宅

環境への負荷の少ない、循環型社会に向けた新しい住宅整備を提案するためのモデル住宅。守山区志段味地区において、愛・地球博の開催を契機に建設を行った。

^{*3} 定期借地権

借地契約の更新がなく、定められた契約期間で確定的に借地関係が終了する借地権。

2 いきいきとした交流の促進

基本方針

少子・高齢化の進行に対応するため、すべての人にやさしい住まいづくりをすすめるとともに、福祉施策、コミュニティ施策と連携した住宅施策をすすめ、いきいきとした多世代の交流を促進します。

現状と課題

本市における65歳以上の単身世帯および高齢夫婦世帯は、世帯総数の約16%（平成15年10月）を占める一方、「段差のない室内」、「手すりの設置」など一定の条件を備えたバリアフリー住宅に居住する世帯は全体の約4%にとどまっています。また、ノーマライゼーションの理念の実現をはかるため、障害者の社会的な自立を支える住宅ストックの形成が求められています。

今後の人口・世帯動向予測などをふまえ、高齢者や障害者の居住の安定を確保するため、民間住宅ストックの活用と市営住宅ストックの計画的な管理運営をより一層すすめる必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
バリアフリー住宅に住む世帯の割合	4% (15年度)	15%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：国の住宅地審議会答申（平成12年）での目標設定に準じて、15%以上となることをめざす。			
バリアフリー化した市営住宅ストックの割合	14% (17年度)	17%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：市営住宅の建替戸数および高齢者向け改善戸数を勘案し、バリアフリー化した市営住宅ストックの割合が17%以上（約10,200戸以上）となることをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
定住促進住宅における子育て支援	中堅ファミリー向けに建設された定住促進住宅（民間型・公共型）において、小学校就学前の子を持つ子育て世帯に対する家賃を減額	家賃減額	家賃減額 民間型 [700戸] 公共型 [1,050戸]	住宅都市局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進	高齢者向けの優良な賃貸住宅を建設する土地所有者などに対して計画を認定し、建設費の一部および家賃の減額に要する費用を助成	計画認定、建設 家賃減額助成	計画認定 [280戸] 家賃減額助成 対象戸数1,232戸	住宅都 市局
高齢者円滑入居賃貸住宅制度の普及促進	民間賃貸住宅ストックを活用し、高齢者の居住の安定を確保するため、栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」において、高齢者の入居を拒否しない高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度を普及啓発	普及啓発	普及啓発	住宅都 市局
シルバー住宅の供給	社会福祉施設と連携した生活援助員の派遣や住宅のバリアフリー化などを通じて、高齢者の生活に配慮したモデル住宅として市営住宅を建設(戸数は、「市営住宅の計画的な建替」の戸数に含む)	供給	供給 [60戸]	住宅都 市局 健康福 祉局
車いす専用住宅の供給	車いす使用者が安全で快適に暮らせるように、市営住宅を建設する際に車いす使用者専用住宅を供給(戸数は、「市営住宅の計画的な建替」の戸数に含む)	供給	供給 [16戸]	住宅都 市局
高齢者向け改善住宅の供給	高齢者向けに改善された既設市営住宅において巡回員を派遣	巡回員派遣	巡回員派遣	住宅都 市局
既設市営住宅へのエレベーター設置	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅にエレベーターを設置	設計	設置 [6棟]	住宅都 市局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑬～⑳の事業量等]	所管局
既設市営住宅の高齢者対応・障害者対応改善等の推進	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の住戸内設備の改善などを実施			住宅都市局
	・手すり設置、ドアノブのレバーハンドル化など住戸内設備の改善	改善	改善 [5,400か所]	
	・スロープの整備など共用部分の改善	改善	改善 [80か所]	
多世代交流のための交流スペースの提供	市営住宅の公園および集会所において、段差の解消などにより多世代が交流できるスペースを整備	整備	整備 [20か所]	住宅都市局

3 市民とともにすすめる住まい・まちづくり

基本方針

健康的で安全な住まい・まちづくりをすすめるため、住まいに関する情報提供の仕組みを充実し、市民、企業、NPOなどと協力して市民の主体的な住まい・まちづくりを支援します。

現状と課題

住み替えやリフォームなど、居住環境の改善を行う上で「知りたい情報が得にくい」と感じる市民が多いことから、住まい・まちづくりに関し市民が必要とする情報を確実に入手できるよう、適切かつ客観的な情報提供を行うことが求められています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
住宅の改善に関する情報の不足で困っている世帯の割合	8% (15年度)	6%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：住宅の改善を考えている世帯のうち、情報不足で困っている世帯の割合の減少をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
住情報提供・相談業務の実施	市民が必要とする情報を取得できるよう、栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」において住情報提供・相談業務を実施するとともに、ホームページにより住情報を提供	相談 情報提供の実施 関連団体との連携	相談 [14,400件] 情報提供の実施 関連団体との連携	住宅都市局
分譲マンション管理への支援	管理組合による主体的な分譲マンションの維持管理を支援するため、県・関連団体などと連携し、マンション管理推進協議会を通じて啓発活動や情報提供を実施	マンション管理推進協議会の運営 セミナー等開催	マンション管理推進協議会の運営 セミナー等開催 [参加者1,200人]	住宅都市局

4 安全で快適な住宅地の整備

基本方針

地震や火災などに備えた安全で快適な住宅地の整備をすすめます。

現状と課題

平成14年度に本市が東海地震の地震防災対策強化地域^{※5}に指定されたことから、大規模地震に対する市民の不安が高まっています。このような中、老朽化した木造住宅が密集する地域における防災性の向上をはじめとした居住環境の改善をはかるため、住宅市街地総合整備事業^{※6}（密集住宅市街地整備型）により生活道路や公園整備、老朽建築物の除却・建て替えなどをすすめています。

しかしながら、関係権利者全員の同意を前提に道路などの整備に着手するため、事業の完了に長期間を要するのが実情であり、事業の早期完了が課題となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
住宅市街地総合整備事業地区（5地区）での道路・公園の整備面積	1.22ha （17年度）	1.6ha	住宅都市局
数値目標設定の考え方：住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により整備された道路・公園の面積が1.6ha以上となることをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 （⑩末見込み）	計画目標 〔⑩～⑫の事業量等〕	所管局
狭あい道路の整備促進	地区総合整備地区の密集市街地において、幅員4m未満の道路の中心線から2m後退することにより生ずる後退用地を「生活こみち」として活用するため舗装整備費などを助成 ・米野地区・御劔地区	助成 累計10件	助成 累計50件 〔40件〕	住宅都市局

※5 地震防災対策強化地域

大地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災に関する対策を強化する必要があるとして内閣総理大臣が指定した地域。

※6 住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の改善などをはかるため、住宅・公共施設の整備などを総合的に行う事業。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
密集住宅市街地の整備	道路、公園などの都市基盤が未整備な地区、老朽木造住宅密集地区において、安全で、快適な既成市街地の再生をはかることによる良好な居住環境を確保し、人口定住を促進 ・大曽根北地区 ・筒井地区 ・葵地区 ・一番一丁目地区	進捗率 81% 進捗率 73% 進捗率 59% 進捗率 29%	進捗率 86% 進捗率 89% 進捗率 71% 進捗率 35%	住宅都市局

4-3 交通

1 都市の活力と魅力を生み出す総合交通体系の形成

基本方針

公共交通機関優先の原則に立ち、都心部への自動車の過度な流入を抑制するため、地下鉄や道路網の整備などをすすめ、各交通機関が適正な役割を分担し、都市の活力と魅力を生み出す総合交通体系の形成をはかります。

現状と課題

本市においては、交通需要の増大などに対応して、市バス、地下鉄など公共交通網や都市高速道路、幹線道路などの道路網をはじめとする交通基盤の整備をすすめてきており、交通渋滞解消や交通事故の発生抑制などに向けて、引き続き着実な整備を行う必要があります。また、本格的な成熟社会への移行や地球環境問題の顕在化など、交通を取り巻く状況が変化中、交通需要そのものを管理する方向へ転換が求められています。

今後は、鉄道、道路などの交通施設の機能を有効に活用し、自動車利用の適正化や公共交通機関への転換を促進する施策を戦略的に展開することで、公共交通の利用割合を現状の3割程度から4割程度に高めていく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
主要道路における自家用自動車利用人員の推移	97 (16年度)	90	総務局
数値目標設定の考え方：平成13年度を「100」として、主要地点での自家用自動車による利用人員を捉える。			
整備中路線における自動車の平均旅行速度 ^{*1}	20km/h (17年度)	23km/h	緑政土木局
数値目標設定の考え方：交通網を充実させることにより、整備中路線における平日の平均旅行速度を向上させ、移動時間の短縮をはかる。			
地下鉄の営業キロ	89.1km (17年度)	93.3km	交通局
数値目標設定の考え方：平成22年度を地下鉄桜通線（野並～徳重）の開業目標とする。			

^{*1} 平均旅行速度

道路の一定区間距離を、移動に要した時間で除した値。移動時間には、信号待ちや交通渋滞による停止時間も含む。

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
なごや交通戦略の推進	平成16年の名古屋市交通問題調査会の答申「なごや交通戦略」などをふまえ、自動車利用の適正化をはかり、公共交通への転換を促進するTDM（交通需要マネジメント） ^{*2} 施策を推進	公共交通エコポイント ^{*3} や交通エコライフ ^{*4} などの推進	公共交通エコポイントの普及、交通エコライフの定着	総務局
都心交通プランの推進	名古屋市都心部将来構想のビジョンを具体化する都心交通プランを策定し、施策を推進	—	策定、推進	住宅都市局
地下鉄の整備	地下鉄桜通線（野並～徳重）について、平成22年度を開業目標として整備	工事实施	開業	交通局
第3セクター鉄軌道事業の利用促進	使いたくなる公共交通の実現をめざし、あおなみ線・ガイドウェイバス・リニモの利用促進のため利用者の利便性向上策を推進 あおなみ線の利用促進のため、市が取り組む施策を行動計画としてとりまとめ、実施	推進 行動計画のとりまとめ	推進 実施	住宅都市局
市バスの利用促進	市バスの快適性などを向上するため、照明付標識、上屋およびベンチなどバス停留所施設を整備	停留所施設の整備 照明付標識、上屋およびベンチの整備 地域巡回標識の整備	停留所施設の整備 照明付標識、上屋およびベンチの整備	交通局

^{*2} TDM（交通需要マネジメント）

Transportation Demand Managementの略。整備した交通施設の利用方法を工夫し、交通需要を適切に誘導することによって、交通を円滑に処理する手法をいう。具体的には、自動車の利用を公共交通へ転換させたり、自動車を共同で利用することによって自動車台数を減らすことが主な内容となる。

^{*3} 公共交通エコポイント

公共交通を利用した時にポイントがもらえ、そのポイントを一定量ためると特典に交換できるシステム。

^{*4} 交通エコライフ

自動車利用を控える、公共交通・自転車・歩行を積極的に利用するなどの環境にやさしいライフスタイル。

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑩～⑫の事業量等]	所管局
地下鉄案内表示の改善	エレベーターなどの整備にあわせて案内サインを整備するとともに、さらに、お客様に情報をよりわかりやすく効果的に提供できるよう、サインマニュアルに合わせたサインの改修など、案内サインを充実	83駅中71駅で、案内サインを改修済み	全駅（87駅）で、案内サインの改修完了と一層の充実 〔新設する桜通線（野並～徳重）の4駅を含む〕	交通局
共通乗車制度の拡大	利用者の利便性の向上をはかるため、カードによる共通利用システム「トランパス」の利用範囲を拡大	参加事業者 7事業者	利用範囲の拡大	交通局
市バス・地下鉄へのICカード ^{*5} 乗車券の導入	スムーズな乗降や料金精算、乗車券の継続利用、他事業者との相互利用など、お客様の利便向上をはかるため、市バス・地下鉄にICカード乗車券を導入	調査・整備	供用開始	交通局
都市高速道路の整備	都市高速道路網（約81.2km）の早期完成をめざし、沿道環境に配慮した整備を実施	供用延長62.2km	完了 〔高速3号線（清洲線・東海線）〕	住宅都市局
名古屋環状2号線の整備促進	名古屋環状2号線の整備を沿道環境に配慮しつつ促進 ・東部・東南部 （高針～名古屋南 約12.8km） ・西南部・南部 （名古屋西～飛島 約12.0km） 東部・東南部において、交差道路など関連整備事業を実施	促進 促進 実施	供用 促進 完了	住宅都市局
スマートインターチェンジ ^{*6} の整備	本市北東部の総合的なまちづくりの推進及び広域交流の活性化をはかるため、東名高速道路守山パーキングエリアを利用したスマートインターチェンジを整備	検討	完了	住宅都市局

^{*5} ICカード

IC（Integrated Circuitの略）メモリを内蔵した名刺程度の大きさのカード型記憶媒体。

^{*6} スマートインターチェンジ

ETC技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジ。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
直轄国道の整備 促進	国道1号など、国が事業を行う国道の整備費用の一部を負担	促進	促進 [国道1号など]	緑政土木局
幹線道路の整備	都市活動の骨格となり広域ネットワークの形成にもつなげる道路など、整備効果の高い幹線道路を整備	供用延長 660km	供用延長 672km [完了 豆田町線はじめ16路線]	緑政土木局
橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消をはかる橋りょうを新設 河川改修などに関連する橋りょうを改築	新設 改築	新設 [完了 南陽大橋 整備 正江橋] 改築 [完了 新屋敷橋はじめ8橋 整備 呼続橋など]	緑政土木局
橋りょうの老朽化対策	橋りょうの老朽化などに対応するため、部材の更新や損傷箇所の大規模修繕、老朽橋の改築を実施	大規模修繕 改築	大規模修繕 [完了7橋] 改築 [完了 長良橋はじめ2橋 整備 三階橋など]	緑政土木局
道路舗装の老朽化対策の推進	市内の道路は、昭和40年代から50年代に舗装されたものが多く、今後急速に老朽化することにより傷みが激しくなることが予想されるため、道路舗装の補修計画を策定し、適切な時期に必要な維持・修繕・更新を推進	補修計画の検討 (舗装道面積約 5,080ha)	補修計画の策定 事業の推進 [補修面積155ha]	緑政土木局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑩～⑫の事業量等]	所管局
長期末整備道路への対応	事業未着手の都市計画道路の見直しに関する基本的な方針である「未着手都市計画道路の整備方針」を計画的に推進	都市計画変更手続の推進	都市計画変更手続の推進 [56か所 約37km]	住宅都市局
立体交差化の推進	道路交通の円滑化や踏切事故の解消などをはかるため、複数の幹線道路と鉄道を立体交差化し踏切をなくす連続立体交差事業を実施	推進	推進 [完了 名鉄名古屋本線（天白川～左京山） 都市計画および環境影響評価手続着手 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川）]	緑政土木局 住宅都市局
	幹線道路と鉄道を立体交差化し、幹線道路の機能向上をはかる単独立体交差事業を実施	推進	推進 [完了 柴田架道橋整備 小幡架道橋 長須賀架道橋]	
	歩行者などの多い「開かずの踏切」において、歩行者などが安全かつ円滑に横断できる立体横断施設を整備	調査・検討	整備 [完了 御田・神宮前1号踏切]	
	連続立体交差事業の今後の進め方について検討	—	検討	
駅前広場の整備	鉄道と自動車交通との乗り継ぎの利便性を向上させるため、主要な交通結節点において、駅前広場を整備	整備	新たな箇所の調査検討・整備促進	住宅都市局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
効率的な駐車情報 の提供	ITを活用した駐車場案内システムの 高度化を推進	駐車情報システム などの運営	高度化指針の策定	住宅都 市局
駐車場のあり方 の検討	自動車交通の適正化をはかるため、 総合的な駐車施策推進の指針となる 新たな整備計画を策定	検討	新整備計画の策定	住宅都 市局
パークアンドラ イド駐車場*7の 確保	都心部への過度な自動車交通の流入 を抑制するため、パークアンドライ ド駐車場整備計画にもとづき駐車場 の整備を推進 ・ 公共用地の有効活用などにより駐 車場を整備 ・ 認定・補助金交付などの支援制度 により、民間事業者などによる駐 車場の整備を誘導	公共による整備 累計3か所 160台 民間駐車場の整 備・誘導 累計800台	— 民間駐車場の整 備・誘導 累計1,400台 [600台]	住宅都 市局

*7 パークアンドライド駐車場

鉄道駅やバス停まで自動車を利用し、公共交通機関に乗り換えて目的地まで行く利用者向けに、乗り換え地点周辺につくる駐車場。

2 人にやさしく安全で快適な交通体系の形成

基本方針

歩行者空間をはじめ誰もが安全で快適に移動できる、人にやさしい交通体系の形成をはかります。

現状と課題

本市では、道路照明や防護柵など、各種交通安全施設の整備をすすめていますが、交通量の増大などにより、市内における平成17年の交通事故の発生件数は約19,200件、死傷者数は約23,200人と6年連続で2万人台となり、ともに高い数値となっています。

このため、交通安全施設やコミュニティ道路^{※8}などの整備をすすめるとともに、違法駐車対策、地域ぐるみの交通安全運動を展開するなど、地域と連携、協力をはかりながら安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、地下鉄については、駅の火災対策のための排煙設備および2方向避難通路などについて、平成20年度末までに整備を完了することを目標にするなど、国の火災対策基準に従い整備をすすめています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
コミュニティ道路の整備路線数	318路線 (17年度)	357路線	緑政土木局
数値目標設定の考え方：安全で魅力ある歩行者空間の着実な形成をめざす。			
年間交通事故死者数	70人 (17年)	60人未満 (22年)	市民経済局
数値目標設定の考え方：統計を取りはじめた昭和22年以降における最少死者数57人(昭和25年)まで減らすことをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 【⑩～⑫の事業量等】	所管局
交通安全に関する広報・啓発活動	交通安全計画および交通安全実施計画の策定を通じて、交通事故防止対策の強化、交通安全広報・啓発活動を推進	第8次交通安全計画の策定・推進 交通安全実施計画の策定・推進	第8次交通安全計画の推進 交通安全実施計画の策定・推進(毎年度)	市民経済局

※8 コミュニティ道路

歩行者優先の考え方に立ち、通過交通の進入をできるだけ排除できる構造にするとともに、植栽の設置など、道路環境の向上にも配慮しながら整備をすすめる生活道路。

事業名	事業内容	現況 (⑱末見込み)	計画目標 [⑲～⑳の事業量等]	所管局
交通安全施設の整備	人や車両の安全で快適な通行をはかるため、道路照明、防護柵など各種交通安全施設を整備	推進	推進	緑政土木局
わかりやすい標識類の整備	車や歩行者などが安全で円滑に目的地に移動できるよう、道路に案内標識等を設置（本市を訪れた外国人にむけた英文や図記号も表示された道路の案内標識も含む）	整備	整備 [完了669基]	緑政土木局
コミュニティ道路の整備	通過交通や走行速度の抑制をはかるために、学校や公園などの周辺にある生活道路において、安全で快適な歩行空間を形成	整備 累計325路線	整備 累計357路線 [完了32路線 (他事業を含む)]	緑政土木局
コミュニティ・ゾーン形成事業 ^{*9}	幹線道路に囲まれた住居系の地区などにおいて、交通事故を抑制し、歩行者や自転車などの安全に配慮した地区を形成するため、コミュニティ道路や歩道などを面的に整備	累計9地区	累計12地区 [完了3地区 整備3地区]	緑政土木局
違法駐車対策の推進	違法駐車等防止啓発活動を実施 歩車道境界にパイプなどを設置し、車両の歩道への乗り上げや駐車を防止	実施 乗り上げ防止対策 累計112.7km	実施 乗り上げ防止対策 累計116.4km [完了3.7km]	市民経済局 緑政土木局
放置自動車対策の推進	「名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」にもとづき、放置自動車対策を推進	推進	推進	緑政土木局
地下鉄駅火災対策設備の整備	地下鉄駅火災に対する安全性を高めるため、排煙設備、2方向避難通路などを整備	排煙設備整備率 98% 2方向避難通路整備率 88%	排煙設備整備率 100% 2方向避難通路整備率 100% [新設する桜通線 (野並～徳重)の4 駅を含む]	交通局

^{*9} コミュニティ・ゾーン形成事業

住居系の地区などにおいて、地域住民や公安委員会とともに連携をはかりながら、コミュニティ道路などの道路整備と交通規制を組み合わせ、通過交通を抑制することなどにより、安全で快適な歩行空間を形成する事業。

3 環境にやさしい交通体系の形成

基本方針

自転車利用の促進や沿道環境に配慮した道路の整備などをすすめ、環境にやさしい交通体系の形成をはかります。

現状と課題

自転車は、環境にやさしい交通手段として注目されていますが、自転車の利用が増加する中で、駅周辺における放置自転車が問題となっており、自転車駐車場の早期有料化や放置自転車の迅速な撤去などの対策が必要となっています。

道路においては、破損や老朽化などが原因で騒音・振動が発生し、沿道環境の悪化の一因となっており、その対応が必要となってきています。また、自然環境などに配慮して整備を行う必要のある道路については、市民、専門家の意見をききながら、よりきめ細やかに環境への配慮をしつつ整備をすすめていくことが重要となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
駅周辺の自転車等放置台数	33,969台 (17年度)	24,500台	緑政土木局
数値目標設定の考え方：適正な需要に対応した自転車駐車場の整備などにより、放置台数の減少をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑩～⑫の事業量等]	所管局
自転車走行空間のネットワーク化の推進	歩道を自転車と歩行者に分離するなど、安全で快適な自転車走行空間のネットワーク化を推進	自転車走行空間の整備 累計32.0km	自転車走行空間の整備 累計33.5km [完了1.5km]	緑政土木局
自転車駐車対策の推進	適正な自転車利用と受益者負担の観点から、鉄道駅で有料化を推進するとともに、放置禁止区域を指定・拡大	有料化駅 累計44駅 放置禁止区域 累計81か所	有料化駅 累計113駅 [完了69駅] 放置禁止区域 累計114か所 [指定33か所]	緑政土木局

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
低騒音(排水性)舗装 ^{*10} の実施	騒音など沿道環境の悪化が著しい幹線道路において、舗装の補修にあわせて低騒音(排水性)舗装を実施	累計57km	累計89km [完了32km]	緑政土木局
自然環境などに配慮した道路の整備	大規模な公園、緑地などを通過する小田赤池線、弥富相生山線、志段味水野線について、地域住民や専門家との連携のもと、自然環境や生態系に配慮しながら整備	専門家会の開催 施工ワーキング ^{*11} の開催 小田赤池線 整備 弥富相生山線 整備	専門家会の開催 施工ワーキングの開催 小田赤池線 完了 弥富相生山線 完了 志段味水野線 整備	緑政土木局

^{*10}低騒音(排水性)舗装

道路表面のアスファルト層を浸透した雨が、その下の不透水層の上を流れて側溝などに排水され、路面に雨水が溜まりにくい構造の舗装。雨天時における自動車走行の安全性確保、自動車騒音の低減に効果がある。

^{*11}施工ワーキング

市民、専門家、市、施工者がワークショップや野外学習などのさまざまな活動を通して、環境に配慮した道づくりについて、ともに学び実践していくもの。

4 広域交通ネットワークの強化

基本方針

国際・広域交流の拠点都市をめざし、道路、鉄道など広域交通ネットワークの強化をはかります。

現状と課題

国土の中央に位置する本市の広域交流をさらに活発化させるため、第二東名・名神高速道路など広域交通ネットワークの形成促進が重要となっています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
環状を形成する自動車専用道の整備率	58% (18年度)	63%	住宅都市局
数値目標設定の考え方：名古屋大都市圏 ^{※12} において広域交通ネットワークの要となる、環状を形成する自動車専用道（第二東名・名神高速道路、東海環状自動車道、名古屋環状2号線）の整備率向上をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
第二東名・名神高速道路などの整備促進	第二東名・名神高速道路、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の整備を促進	促進	促進 〔東海北陸自動車道の全区間供用〕	住宅都市局
リニア中央新幹線の建設促進	リニア中央エクスプレス建設促進愛知県期成同盟会の活動を通してリニア中央新幹線の建設を促進	促進	促進	総務局

※12 名古屋大都市圏

経済、社会、文化など、広範な分野で緊密な関係を持つなど、一体的な地域としてとらえられる広域的な圏域であり、名古屋市を中心に、愛知・岐阜・三重県下にまたがるおおよそ半径40～50kmの範囲。

4-4 港湾・空港

4-4-1 港湾

1 国際競争力の高い港づくり

基本方針

中部圏、名古屋大都市圏の産業・経済活動を支える中枢国際港湾として、質の高いサービスを提供する国際競争力の高い港づくりをすすめます。

現状と課題

名古屋港は総取扱貨物量が五大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）の中で8年連続して第1位になるなど、日本経済を支える中枢国際港湾のひとつとなっています。

今後は国内だけでなく、アジア主要港とのコスト・サービス競争が激化する中で、中部圏の産業・経済活動が持続的に発展するため、次世代高規格コンテナターミナル^{*1}の整備、港湾物流システムの効率化、利用コストの低減など、国際物流の重要拠点としてスーパー中枢港湾^{*2}名古屋港を整備していく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
外貿コンテナ貨物の年間取扱個数	231万個 (17年)	250万個 (22年)	名古屋港管理組合
数値目標設定の考え方：港湾コンテナ貨物の取扱個数の増加をめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
国際競争力の強化と効率的で使いやすい港づくり	飛島ふ頭南側コンテナターミナルの整備	整備	整備	名古屋港管理組合
	鍋田ふ頭コンテナターミナルの整備	—	整備	
	ふ頭の整備 (飛島ふ頭、稲永ふ頭)	整備	整備	

^{*1} 次世代高規格コンテナターミナル

アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、官民一体でハード・ソフト連携した施策を先導的・実験的に展開するターミナルのこと。ターミナルの規模は、岸壁延長1,000m以上、最大水深15m以上、奥行き500m程度を有すること。また、ターミナル運営は、同一の民間事業者が一体的に行うこととされている。

^{*2} スーパー中枢港湾

近隣アジア主要港の近年の躍進によって相対的な地位が低下している我が国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、官民が連携して港湾の重点投資や機能強化をすすめ、アジア主要港に対抗できる国際拠点港を育てるプロジェクト。国が平成16年7月、伊勢湾（名古屋港・四日市港）、京浜（東京港・横浜港）、阪神（大阪港・神戸港）の三港湾を指定した。

	<p>臨港道路の整備 (金城ふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭)</p> <p>航路の整備 (西航路と東航路の拡幅・増深、庄内川浚渫)</p> <p>臨海部の埋立 (弥富ふ頭第1貯木場、飛島ふ頭第2貯木場、南5区、ポートアイランド)</p>	整備	整備	
港湾物流の情報化の推進	<p>船舶の入出港にともなう書類手続のEDI化^{※3}の推進</p> <p>JCL-net^{※4}推進協議会を通じて、港湾物流情報プラットフォーム^{※5}構築に向けた支援を実施</p>	<p>推進</p> <p>支援</p>	<p>推進</p> <p>支援</p>	名古屋港管理組合
産業ハブ港の形成	<p>名古屋港西部地区を中心に、積極的な企業誘致により、高度な物流機能の集積を促進し、ロジスティクスハブ^{※6}の形成を推進</p> <p>名古屋港東・南部地区を中心に、既存産業の展開を支援することにより、基盤産業ハブ^{※7}の形成を推進</p>	<p>推進</p> <p>推進</p>	<p>推進</p> <p>推進</p>	名古屋港管理組合

※3 EDI化

Electronic Data Interchangeの略。異なる組織間で、通信回線を介して情報をコンピュータ間で交換すること。港湾では港湾EDIシステムとして、海運事業者や船舶代理者が港湾管理者・港長に行う申請・届出などの行政手続の電子情報処理化をすすめている。

※4 JCL-net

日本コンテナ物流情報ネットワークシステム（Japan Container Logistics Network）の通称で、コンテナターミナルからの実入・空コンテナの搬出入に係る手続の電子化をはかり、関係者間の情報の交換・共有化を推進し、コンテナ搬入手続の効率化をはかるシステム。

※5 港湾物流情報プラットフォーム

船社・荷主および関係行政機関などの官民において、港湾物流情報の交換・共有を可能とする情報基盤システム。

※6 ロジスティクスハブ

グローバルに展開する企業の物流を強力に支援するための、高度で効率的な港湾物流の新しい仕組みを有する拠点。

※7 基盤産業ハブ

臨海部に立地する、ものづくりを中心とした中部地域産業を支える既存産業の技術力、ノウハウを活用した新たな事業展開による次世代の基盤産業の拠点。

2 活力・親しみ・環境と共生する港づくり

基本方針

都市活動との連携をはかりながら、商業・業務機能を集積し、時代に即応した、活力ある港づくり、魅力的なウォーターフロントの形成など、人々にぎわい、親しまれる港づくり、良好な港湾環境の保全と創造などにより、環境と共生する港づくりをすすめます。

現状と課題

ガーデンふ頭では名古屋港水族館の第2期整備が完了し、イタリア村が開業するなど、人々にぎわい、親しまれる港づくりをすすめています。また、都市再生緊急整備地域に指定されたあおなみ線金城ふ頭駅周辺においても、にぎわいづくり・交流拠点の形成をはかっています。

今後も、商業・娯楽施設の誘致やウォーターフロント開発の誘導などにより、魅力ある港づくりをより一層すすめることが求められています。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
ガーデンふ頭および金城ふ頭の来港者数	886万人 (17年度)	1,100万人	住宅都市局 名古屋港管理組合
数値目標設定の考え方：ガーデンふ頭および金城ふ頭の来港者数が1,100万人以上となることをめざす。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
ガーデンふ頭及び周辺の整備	JR貨物名古屋港駅跡地を中心とする西倉地区における民間によるウォーターフロント開発を誘導	誘導	誘導	名古屋港管理組合
	築地地区の東のウォーターフロントの核となる堀川右岸地区において、民間によるウォーターフロント開発を誘導	誘導	誘導	住宅都市局
金城ふ頭の開発	商業・娯楽・業務機能などが集積した交流拠点を形成	民間商業・娯楽施設などの調査検討および整備促進	民間商業・娯楽施設などの調査検討および整備促進	名古屋港管理組合

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑭～⑳の事業量等]	所管局
護岸などの防災対策	地震に対する防災機能の強化のため、護岸などの液状化対策、既存岸壁の耐震化を実施 老朽化した護岸の改良、港内陸閘改良、防潮水門・排水機場を改良	— 整備	整備 [大手ふ頭南護岸] 整備	名古屋 港管理 組合
中川運河の総合整備	市民に親しまれる水辺空間の形成をめざし、拠点的に緑地などを整備	整備	整備 [中川運河緑地]	名古屋 港管理 組合 住宅都 市局

4-4-2 空港

1 空港の利用促進

基本方針

中部国際空港の母都市である本市の活力を高めるため、空港の利用促進につとめるとともに、空港の将来構想などの実現に向けた取り組みをすすめます。

現状と課題

平成17年2月に開港した中部国際空港を活用し、本市の国際・広域交流都市としてのさらなる発展に向けて、名古屋から国内・国外の各都市への利便性を向上させる必要があります。そのため、中部国際空港(株)をはじめとする関係機関とともに中部国際空港の利用促進をはかりながら、航空会社などにはたらきかけて航空路線網の充実・強化をすすめることが重要です。

また、将来の航空需要動向を考慮しながら、中部国際空港の将来構想などについて、関係機関とともに調査・検討をすすめていく必要があります。さらに、中部国際空港と同時に開港した名古屋飛行場についても、愛知県をはじめとする関係機関と連携をはかりながら、利用促進をすすめる必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
中部国際空港の年間航空旅客数	1,235万人 (17年度)	1,330万人 (21年度)	総務局
数値目標設定の考え方：航空旅客数を増やす。(中部国際空港(株)「セントレアグループ中期経営戦略」平成21年度目標)			
中部国際空港の年間航空貨物量	23万トン (17年度)	50万トン (21年度)	総務局
数値目標設定の考え方：航空貨物量を増やす。(中部国際空港(株)「セントレアグループ中期経営戦略」平成21年度目標)			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
航空路線網の充実・強化	関係機関とともに航空会社などにはたらきかけて、航空路線網の充実・強化を促進	促進	促進	総務局

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑱～㉔の事業量等]	所管局
中部国際空港等の整備促進	将来の航空需要動向などを考慮しながら、空港の将来構想（4,000m滑走路2本、面積約700ha）や空港へのアクセス路線として西名古屋港線（あおなみ線）から空港への延伸について、関係機関とともに調査・検討	調査	調査	総務局

4-5 情報・通信

1 市民サービスの向上と行政の効率化

基本方針

各種行政サービスや行政の内部事務を電子化し、情報通信ネットワークを利用することで、市民が身近な場所で利用しやすい時間に行政サービスを受けることのできる電子市役所の実現をめざします。また、急速にすすむ情報通信技術の動向を見極めつつ、高度情報化の先導的・実験的な取り組みをすすめます。

行政情報を電子化し、各部局が保有するデータをデータベース化して共同利用することにより行政事務の効率化をすすめ、市民が求める情報公開に対し、迅速に対応することができる開かれた市政をめざします。

高齢者、障害者などにも十分配慮し、格差のない情報化をはかります。

現状と課題

これまで、インターネットなど情報通信技術（IT）を活用した市民サービスの向上と行政の効率化をはかるため、電子市役所の基盤となる光ファイバー網や内部事務システムの整備などに取り組んできました。

今後も引き続き光ファイバー網の整備をすすめていくほか、平成18年1月に稼動した市税電子申告システムや平成18年度から段階的に整備する電子申請システムなどについて、市民ニーズの把握を行いながら、対象業務の拡大などの利便性の向上や積極的な広報につとめることにより、利用促進をはかっていく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
電子申請システムの利用率	—	50%	総務局
数値目標設定の考え方：市民ニーズをふまえた利便性の高いシステムの整備により、利用率向上をはかる。			
市税電子申告システムの利用率	0.1% (18年1～3月)	50%	財政局
数値目標設定の考え方：対象税目を拡充し利用者の利便性を高め、利用率の向上をはかる。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (⑩末見込み)	計画目標 [⑪～⑫の事業量等]	所管局
電子行政サービスの推進	<p>各種申請・届出事務などの電子化を推進</p> <p>市税の電子申告を推進</p> <p>建設CALS^{*1}の推進による業務の効率化</p> <p>行政サービスにおけるICカードの活用</p>	<p>電子申請システムの実証実験・運用</p> <p>市税電子申告システムの運用 法人市民税・固定資産税（償却資産）</p> <p>システム検討完了</p> <p>調査・検討 市税電子申告システムで活用</p>	<p>電子申請システムの運用・拡充</p> <p>市税電子申告システムの対象税目を拡充 個人市民税（特別徴収）・事業所税</p> <p>システム設計開発完了</p> <p>検討・活用</p>	総務局、 財政局、 緑政土木局はじめ関係局
行政独自の通信網の整備	<p>電子市役所の推進に必要な通信網の整備として市役所と支所などの間を光ファイバー網で接続</p> <p>雨水ポンプ所の運転情報などを災害時にも安定して活用するため、下水道管きよの空間を活用した光ファイバー網を整備</p> <p>既設の光ファイバー網の利用範囲を拡大し、雨水情報のリアルタイム提供や電子受付などに運用するため、ネットワークとして再構築</p>	<p>59か所接続</p> <p>検討</p> <p>ネットワーク再構築設計・調査</p>	<p>完了 [4か所接続]</p> <p>検討・調査</p> <p>ネットワーク運用 内線IP電話整備</p>	総務局 上下水道局
「らくらくパソコンe-なもくん」の普及	<p>中高齢者が楽しく各種情報を入手できるようにするとともに、電子市役所へ容易に参加できるようにするため、中高齢者が操作しやすい「らくらくパソコンe-なもくん」を普及</p>	<p>講習会実施</p>	<p>講習会実施</p>	市民経済局はじめ関係局

^{*1} 建設CALS

公共事業における調査・計画、設計、入札、施工および維持管理の各事業で発生する図面・地図や写真などの各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して関係者間で情報を共有するシステム。業務の効率化、コスト縮減、公共事業の受発注の透明化などの利点がある。

2 豊かで活力ある地域の情報化

基本方針

市内のどこでも高度な情報通信サービスが利用できるように、情報通信基盤については、民間と行政の適切な役割分担のもとに整備をすすめます。

現状と課題

平成15年12月から開始された地上デジタル放送について、そのデータ放送機能を生かした市政情報の提供を始めました。今後は、地上デジタル放送の普及状況を見極めながら、防災情報など各種情報の提供に活用していく必要があります。

また、市内ほぼ全域に整備されたケーブルテレビについては、地域に密着した情報基盤として有効なものであり、より多くの市民の利用をめざし地上デジタル放送に対応した施設の整備をすすめる必要があります。

さらには、地域の活力と魅力を創出するため、市民の自主的なコミュニティ活動におけるITの活用を支援するための方策について検討をすすめる必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
ケーブルテレビ加入率	47.7% (17年度)	55%	総務局
数値目標設定の考え方：利用者にメリットがあるサービスを提供できるようにすることで、ケーブルテレビ加入率を55%まで向上させる。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
情報通信基盤の整備の促進・活用等による地域の情報化	地上デジタル放送を市政情報や防災情報などの提供に活用	市政情報の提供実施	提供する情報の充実	総務局
	ケーブルテレビが地上デジタル放送などに対応できる施設整備を促進	促進	促進	
	市民の自主的なコミュニティ活動におけるITの活用の支援	実施	実施	

3 安全な情報環境づくり

基本方針

市民が安心して生活できる、健全で不安のない高度情報通信社会の実現をめざし、個人情報の保護や情報通信システムの安全性の確保などにつとめます。

現状と課題

本市の情報の取扱いにおける市民の安心と信頼を確保することを目的に「名古屋市情報あんしん条例」を制定し、同条例にもとづき電子情報の保護対策を実施してきました。今後は、引き続き電子情報に関する職員の知識や意識の向上をはかりながら、個人情報を取り扱う情報システムの安全性の確保をすすめるとともに、電子情報の保護対策の水準の維持をはかるため、定期的に検証していく必要があります。

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
セキュリティ向上研修の修了所属数の割合	21% (17年度)	100%	総務局
数値目標設定の考え方：電子情報の保護について、継続的に研修を実施し、職員の知識や意識の向上をはかる。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 【19～22の事業量等】	所管局
電子情報保護対策の適切な実施	名古屋市情報あんしん条例にもとづき電子情報保護対策を着実に実施するとともに、保護対策の水準を維持するため定期的に検証し、改善を実施	実施	実施	総務局
電子情報の保護対策研修	電子情報の保護対策に対する職員の知識および意識の向上をはかるため、研修を充実	実施	充実	総務局
セキュリティ機器の運用	外部のネットワークとの接続にあたり、厳格な通信制御やコンピュータウィルスの駆除などを実施	実施	実施	総務局

4-6 水

1 安定した給水サービスの提供

基本方針

長期的な展望のもと、水源の多系統化につとめるとともに施設面の強化をはかり、渇水時や災害時においても安定した給水を行います。

安全でおいしい水がいつでも得られるよう、質・量ともに安定した給水サービスの確保につとめます。

現状と課題

近年の木曽川は渇水傾向にあり、たびたび取水制限を受けています。そのため、水源の多系統化をはかり、渇水時には、その水源を総合的かつ有機的に運用できるようにしなければなりません。

また、多くの水道基幹施設が老朽化し、更新時期を迎える中、安定した給水サービスを提供するために、計画的に改築・更新する必要があります。一方、ミネラルウォーターや浄水器を利用するお客さまが増えているなど、「健康」や「食の安全」に社会的関心が高まっています。

このような中、より一層の品質管理と安全でおいしい水の供給が求められています。そのためには、木曽川の水質を保全し、その原水を水道水に浄化し、じゃ口までの過程を適切に管理し、新鮮なままお客さまにお届けすることが重要です。

水

数値目標

	現状値	22年度目標値	所管局
残留塩素濃度0.2~0.5mg/ℓ以下（安全でおいしい水といえる値）となる地点の割合	89% （17年度）	92%	上下水道局
数値目標設定の考え方：残留塩素の消費が大きい夏期において、配水管内の残留塩素濃度が安全でおいしい水といえる0.2~0.5mg/ℓ以下となる地点の割合を高める。			

事業計画

事業名	事業内容	現況 （18末見込み）	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
水源の確保および運用（水道・工業用水道）	徳山ダム建設事業に参画し、水道用・工業用地下水の代替水源を確保	徳山ダム本体完成、試験湛水 ^{*1} 中	完成	上下水道局 環境局

^{*1} 試験湛水

ダムの本格的な運用に移行する前に、貯水池の水位を上昇および下降させて、ダム、その基礎地盤および貯水池周辺の斜面の安全性を確認する行為。

	<p>「木曾川水系連絡導水路事業」に参画し、徳山ダム建設事業により確保した水道用水源と工業用地下水の代替水源を運用</p> <p>長良川からの導水が実現するよう、木曾三川の総合的な水運用を検討するとともに、関係機関との協議を推進</p>	<p>実施計画調査</p> <p>協議</p>	<p>建設事業参画</p> <p>導水路計画策定</p>	
上下流交流事業の実施	<p>水源地域から受ける恩恵を下流地域の市民に理解してもらうとともに、上下流地域の住民相互に水源かん養の重要性を認識してもらうため、上下流交流事業を実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>上下水道局</p>
水道水の安全性の確保	<p>水源から給水栓までの水質管理を行い、安全でおいしい水の供給を保証</p> <p>水質検査計画を策定し、必要な水質検査を実施</p> <p>お客さまに安心して水道水を使っていただくために、水道水の水質検査計画および水質検査結果を公表するなど、水質情報を提供</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p>	<p>上下水道局</p>
名水プロジェクト	<p>水源保全のための取り組みの強化、浄水施設における運転管理の高度化、残留塩素濃度の低減を実施</p> <p>配水池の清掃、配水管内クリーニング事業、配水ブロック情報管理システムの整備、配水管内の残留塩素濃度などの測定を実施</p> <p>名水キャンペーン、直結給水^{※2}の普及促進、貯水槽水道の管理の充実</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p>	<p>上下水道局</p>

※2 直結給水

受水槽などを經由せず、直接配水管からお客さまに水をお届けする給水方式のこと。

事業名	事業内容	現況 (18末見込み)	計画目標 [19~22の事業量等]	所管局
配水管網の整備	安定した給水のため、耐用年数を経過し破裂・漏水の原因となる老朽配水管の計画的な布設替えや、土地区画整理事業や道路整備にあわせて配水管を新設	整備延長100km	整備延長475km [整備延長 375km]	上下水道局
水道基幹施設の改築・更新	安全で良質な水を安定的に給水するため、老朽化あるいは機能低下している水道基幹施設の改築・更新を実施	経年化浄水施設率 ^{*3} 9.8%	経年化浄水施設率 7.6% [改築・更新 大治浄水場、 鍋屋上野浄水 場など]	上下水道局
水のライブラリーの開設	水循環に関する知識、木曽川水系に関する情報、諸外国の水事情に関する情報等を収集し、ホームページを活用して情報提供	ライブラリー開設	情報提供	上下水道局
広域研修	日本水道協会および日本下水道協会の中中部地方支部が実施する技術・技能研修に積極的に協力し、各事業体の技術の向上に寄与するとともに事業体間の連携を推進	「水道基礎技術」研修をはじめ5講座を実施	継続実施	上下水道局

^{*3} 経年化浄水施設率

経年化した浄水施設の浄水能力が、全浄水能力のうちどの程度の割合を占めるか示すもの。

経年化浄水施設率 = (法定耐用年数を超えた浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100 (単位: %)